平成２５年（フ）第６２１号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目40番６号
破産者　福井　範久
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
兵庫県明石市別所町17番31号　ドウ・ホーム別所201号、前住所大津市北小松741番地の７
破産者　松井　益治
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
京都市北区平野鳥居前町54―４　Ｙａｓｕｄａ　Ｂｉｌｌ201、開始決定時の住所京都市北区西賀茂円峰１番地95
破産者　大槻　俊雄
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９７号
京都市山科区御陵原西町64番地31
破産者　大谷　潤子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
岡山県倉敷市中帯江1005番地
破産者　萩尾　光司
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
広島県呉市警固屋９丁目４番33号
破産者　見世　義幸
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１６号
徳島県鳴門市大麻町板東字塚鼻112番地１、旧住所徳島県板野郡板野町那東字大道北７番地１　玉田寮８号
破産者　小河　久美（旧姓宇山）
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５４号
香川県高松市太田上町797番地１　ドマーニ太田301号室
破産者　大平　康伸
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
愛媛県四国中央市金生町下分71番地の５
破産者　眞鍋ユミ子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市金生町下分71番地５、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町1706番地１
破産者　真鍋　祐右
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３５０号
高知市一宮しなね１丁目15番16号
破産者　岡　茂吏枝
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２６号
長崎県長崎市野母町4022番地　養護老人ホームあいぎ荘、住民票上の住所長崎県長崎市脇岬町3435番地
破産者　原　カズ子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
熊本県合志市合生1367番地４
破産者　村上　　隆
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８９号
熊本県合志市合生1367番地４
破産者　村上　由美
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２２号
大分県別府市北浜１丁目１番17号
破産者　清松　　恵
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４３号
大分県別府市田の湯町１番22号
破産者　齊藤　　明
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４６号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台３丁目８番地８第二岡田マンション201号
破産者　中西　勝彦
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
奈良県橿原市醍醐町115番地の２　木村ハイツ201、前住所奈良県橿原市小槻町177番地の12
破産者　竹森　信広
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係